安保論戦の詳報

28日の衆院特別委から

＜本文記事1面＞

28日の衆院平和安全法制特別委員会の質疑は次の通り。質問者は、長島昭久（民主党）、後藤祐一（同）、辻元清美（同）、緒方林太郎（同）、江田憲司（維新の党）、小沢鋭仁（同）、太田和美（同）、北側一雄（公明党）、志位和夫（共産党）の9氏。

重要影響事態 地理概念なし

集団的自衛権行使の新3要件

北側氏　専守防衛の理念が今後も堅持されていくのは明らかだ。

安倍首相　許容される武力行使はあくまで自衛措置であり、他国を防衛すること自体を目的とするものではない。専守防衛が基本方針であることに、いささかの変更もない。

北側氏　第3要件の「必要最小限度の実力を行使する」の意味は。

横畠裕介内閣法制局長官　相手から受けている武力攻撃と同程度の自衛行動が許されるという国際法上の自衛権行使の要件である均衡性ではなく、我が国を防衛するための必要最小限度と理解される。

江田氏　他国防衛ではなく自国防衛なら、国際法上では、個別的自衛権と言わざるを得ない。

首相　現象として我が国に武力行使が発生していない以上、国際法的には集団的自衛権としての行使を行わなければならない。

緒方氏　部隊を他国の領土・領空・領海に派兵する海外派兵は、必要最小限度を超えるか。

首相　第3要件の論理的帰結として、海外派兵は一般に許されない。

志位氏　米国が先制攻撃を行った場合でも、集団的自衛権を発動することはあり得るか。

首相　（米国にかかわらず）何ら武力攻撃を受けていないにもかかわらず武力行使することは、国際法上認められていない。日本が違法な国に協力しないのは当然だ。

答弁の機会を求める安倍首相（手前）（28日、国会で）

首相答弁のポイント

▽新3要件の論理的帰結として、海外派兵は一般に許されない

▽重要影響事態に地理的概念はないが、我が国に近い地域で起きる蓋然性が高い

▽自衛隊派遣は日本の主体的判断の下で行う

▽機雷掃海の念頭にあるのは、ホルムズ海峡が封鎖された際だけだ

重要影響事態

北側氏　どのような基準で判断するのか。

首相　事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合し、判断する。判断要素を具体的に言えば、（紛争）当事者の意思や能力、事態の発生場所や規模、推移をはじめ、日本に戦禍が及ぶ可能性や、国民に及ぶ被害の重要性から、客観的・合理的に判断する。

小沢氏　（周辺事態法が重要影響事態法に改正されることで）地域的な歯止めがなくなる。

首相　周辺事態法でも極東に限られていたわけではない。（周辺事態も）地理的概念ではない。「周辺」という言葉が地域を連想させるため整理した。

自衛隊派遣

北側氏　法制度ができても、必ず派遣するということではない。

首相　我が国の主体的判断の下、自衛隊の能力、装備、経験に根ざしたふさわしい役割を果たす。その前提として外交努力を尽くす。法律を作ったとしても、やらなければならないことではなく、「できる」というだけだ。

江田氏　派遣の条件として、国連安全保障理事会の決議が必要だ。

首相　安保理は常任理事国が拒否権を発動して不一致になれば、決議が行えない。このため、（派遣の）条件に、総会決議を含めることとした。総会権限は国連憲章の規定に基づいており、総会決議が国際的な正当性を有していないわけではない。

後藤氏　自衛隊が後方支援する「現に戦闘が行われている現場」とは、どこか。

中谷安全保障法制相　従来の非戦闘地域も新たな仕組みも、現実に自衛隊が活動する期間は戦闘が発生するとは見込まれない場所であり、安全性に相違はない。

小沢氏　後方支援する他国軍への弾薬提供は武力行使にあたる。

首相　日米防衛協力の指針（ガイドライン）見直し協議の中で、米側から自衛隊の幅広い後方支援への期待やニーズがあり、武器の提供は（活動内容から）除外する一方、弾薬提供は除外しなかった。

緒方氏　派遣される自衛隊のリスクを認めた上で説明する責務がある。

中谷氏　今も自衛隊の任務にはリスクがあるし、これからも有する。法整備によってリスクを極小化して任務させる。一つ言えるのは、国や国民のリスクは極小させるということだ。

北側氏　「イスラム国」に対する空爆作戦への後方支援は。

首相　空爆などの軍事的作戦を行う有志連合に参加する考えはない。今後も我が国ならではの人道支援を拡充し、非軍事分野で国際社会での責任を果たしていく。

後藤氏　ホルムズ海峡が機雷封鎖され、どの程度の状況になれば存立危機事態と認定するのか。

中谷氏　石油などのエネルギー源の供給が滞ることで、単なる経済的影響にとどまらずライフラインの途絶が起こるなど、国民の生死に関わる深刻な影響が生じるか否かを総合的に評価して判断する。

後藤氏　死者が続出するまでいかないと認定されないということだ。

中谷氏　必ずしも死者が出ることを必要とするものではない。

辻元氏　機雷掃海は海外派兵の例外か。

横畠氏　機雷敷設が、海上封鎖に匹敵する我が国への武力攻撃であり、放置すれば国民の生死に関わる深刻な被害が生じ、座して自滅を待つことになるのであれば、攻撃を防ぐために誘導弾の基地をたたく場合と同じになる。

辻元氏　機雷掃海は国際的に能動的行為であり、戦争の一環だ。

首相　危険物を取り除かなければ我が国の経済が維持できないため、受動的かつ制限的に行う。近年、機雷掃海から戦闘に発展した例はない。

緒方氏　南シナ海での機雷掃海もあり得るか。

首相　南シナ海は様々な迂回路があるが、日本に来る8割の石油が通過するホルムズ海峡は狭く、封鎖されたら出口がない。私の念頭にあるのはホルムズ海峡が封鎖された際だけだ。

総論

北側氏　安全保障法制を整備する狙いは。

首相　我が国への武力攻撃が発生していない段階でも、日本の艦艇が米軍の艦艇を守れるようになれば、日ごろからの訓練、お互いのオペレーションに対する協力がスタートする。日米同盟が完全に機能するという発信につながっていく。結果として、我々は武力行使しなくて済むし、海外から侵略されなくて済む。

長島氏　国家安全保障の要諦とは何か。

首相　まず外交努力で紛争を未然に防ぐ。抑止力を高め、備えを怠らないことで、紛争が起こらない状況を作っていく。

長島氏　法案への国民の理解が深まっていない。

首相　我が国の安全保障議論は、政策的な議論より、憲法解釈との関係や法律上の正当性の議論が非常に多い。

太田氏　女性の理解が少ない。

首相　女性に限らず、委員会（審議）を通じて国民的理解を深めたい。

小沢氏　（自衛隊の活動範囲が）極東から地球規模に広がる。南沙諸島で紛争があれば、フィリピンやベトナムを後方支援することになるか。

首相　地理的概念ではないが、現実問題として、我が国に近い地域で（重要影響事態が）起きることの方が蓋然性が高い。東南アジア地域で様々な課題もあるので、個別について答えるのは控える。

江田氏　マラッカ海峡か、南シナ海か、インド洋なのか。

首相　具体的な場所を言うことは差し控えたい。南シナ海で、ある国（中国）が埋め立てをしている。東シナ海でも埋め立てを行っている。しかし、具体的に（安全保障関連の）法律の対象とするということは言及を控えたい。

江田氏　地理的概念でないなら（周辺事態法を）変える必要はない。（後方支援の相手に）同盟国でもない豪州軍を入れるのは質的な変化だ。

首相　いざという時に備えることは大変重要だ。米国以外に豪州を挙げたのは、（周辺事態法制定）当時と比べて格段に関係が進んでいるからだ。

後藤氏　軍事的な波及がないものは重要影響事態にならないのか。

岸田外相　軍事的な観点が全くない経済面のみの影響があることをもって、重要影響事態となることは想定していない。

維新の党の江田憲司氏

公明党の北側一雄氏